

## 書面をお届けするに際して

中国電力と山口県は、上関原発の公有水面埋立の諸申請に際して、一貫して「重要電源開発地点の指定」を受けていることを念押ししています。

2008年の「公有水面埋立免許願書」にも、2012年の「埋立工事竣功期間伸長許可申請」に関わる住民監査請求への回答にもあります。

また、山口県が竣功期間伸長を許可するかどうかの判断の根拠、「埋立地の需要があるか」に対しても、この指定が挙げられています。

この制度・法律の問題点は「第6条《指定の期間》」であり、【指定した日から運転を開始した日までとする】にあります。だから、2008年の埋立許可から8年経った後でも竣功期間の伸長申請に許可が出せるという、異様な状況が生まれることとなります。

幸い上関原発の計画地はまだ埋め立てられていません。その上、「設置許可申請書」への審査の内容を議事録から知ることができ、地質地盤は良好とはいえないことが伺えます。泊原発、志賀原発、敦賀原発は地質状況が良くないために稼働できていないのは、かつて、設置許可申請に対して、よくない地盤には「工学的対応」により許可をしてきたためではないかと思われます。

地質地盤の状況が判っていない上関原発に「運転を開始した日まで指定」とするこの制度を、東電・福島第一原発事故を経験したこの国に温存していいのかが問われなければならないと思いますがどうでしょうか。その上、「電源開発組み入れ」を引き継いだ指定だといいますが、“組み入れ”自体が無理筋であったことが、その議事録で伺えるのです。

上関原発の地質地盤は、はっきりとは判っていないのですが、「設置許可申請書」への5回の審議会を見ると、周辺海域の複雑な活断層は“非常に慎重に考えていかなければいけないのかな”という審議委員の発言、また、“相当慎重な議論が必要だというのは、私ども改めて認識させていただいた”と国側係官も発言し、「運転を開始した日まで指定とする」の無理が透けて見えます。

この条文（第6条）が無ければ、上関原発計画は20012年10月6日に、埋立免許が失効していたと思われます。少なくとも山口地裁の判断「20015年10月」を区切りとすることも可能であったはずです。

## この異様さを許してはならない！

みんなで力を合わせて、「上関原発計画にお引き取り願う」ところまで持って行きたいと思ひます。

20019. 2. 2.

上関原発計画の根っこを見る会 上里恵子